

平成 30 年度前橋市雇用対策事業計画

平成 30 年 3 月 27 日
産業政策課雇用促進係**1. ジョブセンターまえばしによる就職支援**

平成 27 年 8 月に締結した「前橋市・群馬労働局雇用対策協定」に基づき、若者と子育て女性をメインターゲットとした就職支援を実施するため、平成 29 年 4 月にジョブセンターまえばしを開設した。

市が設置する総合的若者・子育て女性就職支援窓口において、就職相談、キャリアカウンセリング、企業とのマッチング、各種セミナー、インターンシップ、合同企業説明会などを行い、ハローワーク窓口において職業紹介を行う。

また、就職後もカウンセリングや仲間づくり講座・スキルアップ講座等により定着支援を行い、職場定着及び市内定住を促進する。

なお、昨年度まで産業政策課で行っていた子育て女性の再就職支援事業について、平成 30 年度以降はジョブセンターの事業として実施する。

2. その他の就職支援**① 高校生のための企業説明会（新規） ※資料 4 参照**

県外の大学等に進学した学生の Uターン就職率を向上させるため、高校生の中に地元企業の魅力に触れる機会を提供する。

- ・平成 30 年 9 月 1 日（土） 前橋プラザ元気 21
- 参加企業：市内企業及び関連の大学等 40 社程度
- 来場者：500 人を想定

② シニアお仕事説明会

地域貢献活動や社会との関わりなども考えながら、働く意欲のある高齢者層の労働市場への参加を促進し、働く場の選択における視野を広げるための説明会を開催した。※前橋市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定に基づく一体的事業。

- ・平成 30 年度中に時期をずらして 4～5 回実施。
- 地域を開催毎に分け、各地域の店舗が説明する。
- 内容：セブン-イレブン仕事説明、オーナー・従業員の話
レジ打ち体験、個別説明

③ パソコン講座

未就職者及び勤労者を対象としたパソコン講座を実施し、ビジネスに不可欠なパソコン技能の習得を図る。

- ・初級講座全2回：定員15名

平成30年6月12日～8月28日の火曜12回

平成30年9月11日～11月27日の火曜12回

- ・MOS講座全1回：定員20名

平成30年8月23日～11月15日の木曜12回

④ 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級取得講座）

群馬県社会福祉事業団と共催。求職者を対象として介護職員初任者の資格取得講座を実施し、人材不足といわれる介護分野への就職を促す。

- ・全1回：講義・実習26日間程度、定員35名

平成30年9月～12月

3. 企業向けセミナー

① 女性管理職養成セミナー（労働者向け）

県内企業に勤務している管理職・管理職候補の女性を対象としてセミナーを実施し、女性の管理職登用を促す。

- ・平成30年9月 中央公民館、定員50名

共催：群馬県

② 女性管理職登用促進セミナー（新規）（企業向け）

県内企業の経営者・管理職・人事労務担当者を対象としてセミナーを実施し、女性の管理職登用を促す。

- ・平成30年11月 中央公民館、定員50名

共催：群馬県

③ イクボス養成塾（企業向け）

群馬県主催。従業員が出産や育児、介護などが理由で離職せずに働ける職場環境の構築を促すため、県内企業の管理職などを対象にイクボスに関する研修会を行う。

- ・全3回（うち1回、前橋市共催の予定）

会場未定、定員20名程度

④ 女性活躍推進セミナー（企業向け）

県内企業の経営者・管理職・人事労務担当者を対象に、女性活躍推進の必要性について理解を深めるセミナーを実施する。

- ・平成31年2月 グリーンドーム前橋 104会議室、定員50名
主催：前橋市、群馬労働局、群馬県、
ハローワークまえばし、前橋職業安定協会
共催：前橋商工会議所

5. 補助制度

① 前橋市障害者・ひとり親雇用奨励金

就職が困難である障害者、及びひとり親家庭の父母（母子家庭の母や父子家庭の父など）を雇用する市内中小企業者に対して奨励金を交付する。

- ・補助事業者：国の特定求職者雇用開発助成金の第1期支給決定を受けた者
短時間労働者以外：1人につき20万円
短時間労働者：1人につき10万円

② 前橋市仕事・子育て両立支援奨励金

子育て期の労働者の仕事と家庭の両立のために、男性労働者の育児休業や代替要員確保（育児休業後の復帰）を就業規則等に規定し、利用者があった市内中小企業者に対して奨励金を交付する。

- ・補助事業者：国の出生時両立支援コース助成金の支給決定を受けた者、
及び国の育児休業等支援コース助成金（代替要員確保時）の
支給決定を受けた者
支給対象労働者1人につき10万円

③ 前橋市特例子会社設立補助金

障害者雇用の促進を図るため、市内に特例子会社又はその支店を設立した企業に対して、設立に要する初期費用の一部を補助する。

- ・補助対象経費：特例子会社又はその支店の設立に係る施設整備費及び備品購入費
（特例子会社又はその支店の設立及び設立後6か月以内に要する経費で、補助金を交付する年度に支出するもの）
- ・交付金額：補助対象経費の3分の2以内（補助限度額500万円）

④ 前橋市企業主導型事業所内保育施設設置促進補助金

従業員の仕事と育児の両立を支援し、雇用の促進及び安定に寄与することを目的に、市内で企業主導型の事業所内保育施設を新設する企業に対し、その設置に要する初期費用の一部を補助する。

- ・ 補助事業者：公益財団法人児童育成協会定款第4条第9号に基づく企業主導型保育事業（整備費）助成の決定通知を受けた者
- ・ 補助対象経費：事業所内保育施設の設置に係る施設整備費で企業主導型保育事業（整備費）助成に計上しないもの、または運営開始前の設備整備費（備品購入費）
- ・ 補助金額：施設整備費（補助限度額500万円）
 - 中小企業：対象経費の6分の1以内
 - 大企業：対象経費の12分の1以内
- 設備整備費（補助限度額200万円）
 - 中小企業：対象経費の3分の2以内
 - 大企業：対象経費の2分の1以内

⑤ 前橋市U I Jターン若者就職奨励金

U I Jターンにより市内中小企業へ就職した40歳未満の若者及び支給対象となる若者を雇用した事業者に対して奨励金を交付する。

・ 就職者用

- 補助対象（1）前橋市内から群馬県外に転出して1年以上経過した後再び前橋市内に転入した者（Uターン）
（2）群馬県外から前橋市内に転入した者（Iターン）
（3）前橋市外から群馬県外に転出し、前橋市内に転入した者（Jターン）

かつ、前橋市内に転入後6か月以内又は転入前3か月以内に正規雇用され、その後6か月以上継続して勤務している者

交付金額：支給対象者1人につき5万円

配偶者又はその他扶養親族とともに転入した場合は、1人につき2.5万円（支給対象者と合わせて上限10万円）

・ 事業者用

補助対象：U I Jターン若者就職奨励金（就職者用）の対象となる者を雇用している事業者。

交付金額：対象労働者1人につき5万円

（1事業所につき上限25万円（対象労働者5人））